

大阪市東淀川区役所 学習支援事業

東淀川区中学生勉強会



事業報告書
平成31年 3月

東淀川区中学生勉強会 事業報告書

— 目次 —

1	はじめに	1
	東淀川区長 北岡 均	
2	東淀川区学習支援事業	2
	～「東淀川区中学生勉強会」の軌跡と特徴～	
	東淀川区役所 保健福祉課生活支援担当課長代理 谷口 伊三美	
3	学習支援事業の政策動向と東淀川区学習支援事業の特色と課題	10
	～子どもたちを真ん中にし、大学生サポーター、委託団体、福祉事務所がリスペクト（尊重）で囲む三角形～	
	花園大学 社会福祉学部社会福祉学科 吉永 純	
4	ある日の勉強会の様子	21
	大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類 八上 真也	
5	運営にあたって	24
	特定非営利活動法人青少年自立支援施設 淡路プラッツ 藤村 泰王	
6	学習支援アシスタントが出会った子ども達	31
	特定非営利活動法人青少年自立支援施設 淡路プラッツ 榎 邦彦	
7	中学生勉強会に参加する子どもの実際 -子どもへのアンケートから-	38
	関西国際大学 教育学部教育福祉学科福祉学専攻 尾崎 慶太	
8	支援者からみる東淀川区学習支援事業の意義と課題—ヒアリング調査報告	49
	近畿大学 人権問題研究所 熊本 理抄	
9	生活保護世帯の子どもの生活状況に関するアンケート調査結果	90
	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科 嵯峨 嘉子 大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科博士後期課程 孫 応霞	
10	中学生勉強会にかかわって	106
	東淀川区役所 保健福祉課 櫻井 智子	
11	資料編	108

(表紙：谷口 望歩)

1 はじめに

東淀川区役所では、区運営方針として「東淀川区地域保健福祉計画」や「東淀川区将来ビジョン」を踏まえ、『住んでよかった、住み続けたい東淀川区』のまちづくりを進めることを目標としています。

これに向けて多様な主体による地域コミュニティの活性化を支援し、地域や行政をはじめ地域に関わる全ての人の力を合わせて、地域全体のつながりの中で子どもを守り、誰もが住み慣れた地域で健康で安全・安心に暮らせるまちづくりのために、区民に役立つ区役所づくりを行い、良好な区民サービスの提供に職員全員が力を合わせて全力で取り組んでいます。

とりわけ子ども・青少年・子育て家庭に関して、地域ぐるみの切れ目のない安心の子育ち・子育て・教育環境をサポートする「東淀川区版ネウボラ」の実践を重視し、その一環として、子どもの生きる力の育成を目的に生活困窮状態にある世帯の中学生等に対して学習支援を行う東淀川区中学生勉強会事業を実施しています。

本事業は、困難な状況の世帯で育ち、対人関係の問題や不登校傾向のある中学生を主な対象とし、マンツーマンによる対応で高校進学を実現し中退を防止する基礎的な学力を形成する場であることは勿論のこと、学力のみならず自尊感情を育成し意欲喚起を促すことにより中学生の成長を支える居場所づくりをも目指すところに大きな特色があり、これまでに厚生労働省の「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業」実践事例集【速報版】(平成27年1月)にもとりあげられるなど先進的に事業を展開してきました。

事業開始から6年を経過し、行政による事業として一定の蓄積がなされたこのタイミングで、これまでの経過を整理したうえでその成果や課題について有識者の方々とともに検証した内容を報告書としてとりまとめることにより、生活困窮世帯の子どもたちに必要な支援は何か、学習支援事業に求められる役割は何かを、行政やNPOなど学習支援事業にかかわる人たちに向けて発信します。

本報告書が、学習支援事業にかかわる人たちの取り組みの一助となり、ひいては生活困窮世帯の子どもたちへの学習支援事業が充実し、ひとりでも多くの子どもたちが将来に向けて生きる力を身に付ける結果につながることを願ってやみません。

平成31年3月

東淀川区長 北岡 均

2 東淀川区学習支援事業 ～「東淀川区中学生勉強会」の軌跡と特徴～

東淀川区役所 保健福祉課生活支援担当課長代理

谷口 伊三美

1 経過

大阪市では平成24年7月に市政改革プランが策定されました。これにより行政運営システムを根本的に変革し、住民により身近な区長に区内の施策や事業についての決定権を与え、各局を区長による区政運営をサポートする「区長の補助組織」として位置づける、という大きな転換がはかられました。このもとで区独自の予算の確保や施策の展開が可能となりました。そこで東淀川区でも各担当で必要な新規事業の実施を検討することになりました。生活保護担当では「学習支援」や「ミニ・フードバンク」などが候補にあげられましたが、「学習支援」を事業化していくことになりました。まずケースワーカーの有志で先行的に学習支援に取り組んでいた近隣の自治体へ見学に出かけ、イメージを膨らませ、予算を立てました。

事業の予算調書では「経済的に困難な家庭においては『貧困の連鎖』が生じているとよく指摘される。こうした負の連鎖を断ち切っていくためには高校進学に役立つような学習支援が有効である」と必要性を説き、「不登校や引きこもり、家庭崩壊など社会の中に『居場所』を失っている子どもたちに『居場所』を提供するものでなくてはならない」と学習塾とのちがいも強調していました。

特に学習支援事業の必要性を強く感じたデータがあります。事業の企画を進めるうえで、生活保護世帯の高校進学状況を調べたところ、大きな課題が見つかったのです。

(表1)

	全国平均	東淀川生保世帯
高校進学率	98.2%	95.8%
全日制進学率	94.0%	81.4%
中退率	1.5%	8.7%

上の表1は平成23年度の全国データと東淀川区の生保世帯の比較です。高校進学率は、それほど大きな格差はありませんでしたが、全日制への進学率が低く、また中退率が極めて高くなっていました。平成23年度では生活保護世帯の高校生345人の内、実に30人が年度末までに退学してしまっていたのです。中退の原因はさまざまですが、高校には進学したけれど勉強が面白くなくついていけないなど学習面の課題が大きいのではと推測しました。

2 事業の概要

(1) 学生サポーターによるマンツーマンの支援

平成25年度から中学生勉強会を開始しました。週に一回、区役所出張所の会議室で、午後6時半から8時まで勉強会を開くことにしました。初年度の予算は約96万円で、ほとんどが学生サポーターの交通費でした。運営は直営でケースワーカーの中から担当者を決め、会計や広報、生徒と学生サポーターのマッチングなどの役割を分担しました。

事業のスタイルは、学生サポーターによるマンツーマンの支援をイメージしていました。中学生と年齢の近い大学生なら親しみやすく、また中学生が進路を考える上でのモデルにもなるだろうと考えたからです。

そのため事業の立ち上げに当たって苦労したのは、学生サポーターの確保でした。事業の定員を20名とし週に一回、実施するとしていたので少なくとも20名の学生の協力が必要だったのです。学生サポーターの確保に一番効果的だったのは、大学の先生に協力してもらい授業やゼミで呼びかけてもらうことでした。それ以外では、大学のボランティアセンターに呼びかけチラシを置いてもらうなど、さまざまな工夫をしました。また区役所職員の子どもにも協力を依頼しました。

あの手この手で学生サポーターの確保に努めたのですが、20名には届きませんでした。さらにテストの期間など、学生の参加しにくい時期もあるのでサポーターが不足する事態も生じました。そういう時は、比較的若いケースワーカーや区役所の職員がボランティアで支援にあたることにしました。日頃は子どもたちと接することが、あまりなかったケースワーカーが、この事業によって、子どもたちと直接かかわるようになりました。

初年度は、学生サポーターは交通費のみを支給していましたが、二年目からは報奨金を支払うようにし、一回の参加で約二時間、二千円の支給としました。

(2) 勉強会の会場

勉強会の会場は、区役所出張所と地域の会館を使用しています。出張所は阪急淡路駅の駅前、会館は上新庄駅のすぐそばです。駅の近くでの開催は、学生サポーターの利便性を考慮してのことです。授業やアルバイトを終えて駆けつけてくる学生サポーターたちが、開始時間に間に合うようにしているのです。

一方、参加する中学生の多くは自転車を利用して、会場に来ます。東淀川区は広い区なので、20分以上かけて来る子どももいます。勉強会を終えて帰宅する時間は、午後8時過ぎになりますが、人や車の往来は多く、安全上の問題はありません。送迎サービスなどを工夫する必要がない状況です。

(3) 中学生への参加の呼びかけ

学習支援事業の対象者は中学生とし、三年生には限定しませんでした。参加者の募集は学校でチラシを配布したり、区の広報誌に案内を載せたりはせず、個別に案内をするようにしました。

主な参加経路

- ・生活保護ケースワーカーによる参加勧奨
- ・子育て担当による参加勧奨
- ・生活困窮者自立相談支援機関（生活困窮者相談グループ）による参加勧奨

当初は明確ではなかったのですが、事業を継続していくにつれ、支援の必要性の高い中学生の参加を優先するようになりました。当区的生活保護世帯で育っている中学生は300人前後(年々、少しずつ減少している)ですが、そのすべての子どもたちが本事業の対象だとは考えていません。問題なく登校できており、クラブ活動もしている、というような子どもたちは、学習塾などを利用することで、学力の向上が可能なためです。大阪市では、平成25年12月から「塾代助成事業」が実施されており、経済面では塾の利用がしやすくなっています。

私たちが、学習塾では対応が難しく、中学生勉強会の対象と考えるのは、次のような子どもたちです。

- ・不登校の傾向がある
- ・著しく勉強が遅れている
- ・養育者である母に精神疾患があるなど、家庭でのサポートが十分ではない
- ・世帯がまるごと社会的に孤立しがちである

このような状況にある子どもたちに勉強会に参加してもらうためには、個別の働きかけが必要です。チラシや広報誌での募集は、このようなシンドイ子どもたちには届かないことが多いようで、公募すると塾での対応が可能な子どもたちが「無料塾」として利用してしまう結果になってしまいます。

(4) 居場所としての勉強会

いろいろな分野で社会的な居場所づくりが取り組まれています。東淀川区中学生勉強会も「居場所」としての機能を重視しています。「社会的居場所」については、さまざまな定義がされますが、「ありのままの自分が受容される場」「安心していられる場」「自分と向き合ってくれる、信頼できる人がいる場」というイメージでとらえています。このような居場所が必要であるのは、私たちの支援の対象である子どもたちにとって、学校や地域社会、また時には家庭が居場所となり得ていない実態があるからです。

居場所として機能させるために、参加した中学生とスタッフ、学生サポーターとの

信頼関係づくりを第一に行います。一对一の関係が築ければ、それを徐々に他の学生サポーターらにも広げていきます。最初はなかなか会話もできなかった中学生が、「おしゃべりが楽しい」と思えるようになっていきます。

子どもたち同士のヨコの関係作りは、性急には行いません。ヨコの関係よりも学生サポーターやスタッフとの関係作りを重視しています。これは周囲に信頼できる大人がいない、相談できたり応援してくれる人がいない、中学生にとっては貴重な体験になるからです。

3 東淀川区中学生勉強会の発展と変遷

開始当初は、定員20名で週に一回の開催でした。運営は直営で行い、中学生の受け入れや学生サポーターとのマッチング、学生サポーターの育成やフォローはケースワーカーら職員が行っていました。4年目に週二回の開催とし、定員を40名に拡充しました。拡充にあたって直営のままでは職員の負担が大きくなることから、運営を委託することとし、委託先を公募しました。

事業の委託先は区内のNPOである「淡路プラッツ」です。同法人は長年「ひきこもり」の若者の支援をしてきた実績があり、委託先にも恵まれて事業が発展していくことになりました。

※ 委託先は毎年、公募を行い選定しているが、これまでは同法人が受託している。

クリスマス会などの行事は当初から行っていましたが、委託により充実してきました。また、おやつも当初から提供していましたが、お腹を空かせている子どもがいるので、毎回おにぎりを出すようにしました。

支援の対象は、中学生としていましたが、中学生勉強会を経て高校進学した子どもたちで、進学後も支援をする方が良いと思われる高校生がいたため、中退防止を目的に高校生の参加も認めるようになりました。高校進学後のつまずきに対応し、中退を防止することができています。また高校生活やアルバイトの話をしたり、おにぎりを作ってくれる高校生の存在は中学生にとっても身近なロールモデルになっています。

4 東淀川区中学生勉強会の特徴

(1) 直営から委託へ

当区の学習支援事業は、開始から三年間は直営で実施し、四年目からは委託で運営しています。直営の期間があったことは、とても意味があったと考えています。特筆すべきことは生保ケースワーカーが中心になって、事業を組み立て、運営したことです。学習支援事業には、さまざまなバリエーションがありますが、ケースワークと密

接に結びついて発展したところに東淀川区中学生勉強会の特徴があります。

ケースワーカーら職員が、毎週、子どもたちと接していくことで、どのような支援が必要なのか、常に意識していくことになりました。またさまざまな気づきがあり子どもたちの置かれている状況もよくわかるようになりました。いきなり委託で始めていたら、学習支援事業とケースワーカーとの距離はもっと遠いものとなっていたにちがいありません。

ケースワーカーが気づいたこと

- ・予想していたよりも学力の低い中学生がいる～自分の名前を漢字で書けない
- ・ご飯をきちんと食べられていない中学生がいる
- ・養育者が病気などで幼い兄弟を連れてこない勉強会に来れない子どもがいる
- ・不登校の子どもでも勉強会には通うことができる
- ・学校は子どもたちの居場所になっていないことがある
- ・勉強会に定着するには初回参加時のていねいな受入れが大切

(2) 支援の対象の明確化

生活保護世帯や生活困窮世帯で育つ中学生の中で、居場所を必要としている子どもたちを東淀川区中学生勉強会の対象としています。学力の向上だけを目的とする、いわゆる「無料塾」とは異なる位置づけをしてるのです。毎年、年度当初に職員向けの説明会を開き、東淀川区中学生勉強会に勧誘するべき子どもたちのイメージを伝えていきます。

- ・不登校の傾向がある
- ・著しく勉強が遅れている
- ・養育者である母に精神疾患があるなど、家庭でのサポートが十分ではない
- ・養育者が就労していない

母子世帯の母が不就業である世帯は、社会との関係が薄く、世帯がまるごと社会的に孤立している可能性が高くなります。

このような世帯の生活歴を見ていくと、母親の親世代や祖父母の世代にアルコール問題や暴力のエピソードがあり、依存症と暴力、精神疾患が世代を超えて連鎖している場合も少なくありません。このサイクルの中で育つ子どもたちにこそ居場所が必要なのです。

(3) クローズドでの開催

主な参加経路の所でも説明したように、ケースワーカーら職員が個別で働きかけて、参加者を募っています。「誰でも中学生であれば参加できる」のではなく必要性が高いと判断された中学生のみが対象となっています。選定するのはケースワーカーや子育

て担当などの職員ですが、最終的には運営会議で決められます(要綱参照)。

チラシや広報誌で呼びかけるスタイルをとらないのは、そのようにすると学校での「主流派」である元気のある中学生の参加が多くなり、シンドイ子どもたちが安心して来れないようになってしまう恐れがあるからです。東淀川区中学生勉強会は、開催の日程や場所などはオープンにせず、いわばクローズドの開催方式をとっているのです。

5 事業の運営体制

東淀川区中学生勉強会は、当初は生活保護担当の職員から、担当を選び運営していました。その後、生活困窮者自立支援法が施行され、学習支援事業が同法の任意事業とされてからは、生活困窮者自立支援担当が事務局となり、運営の中心となりました。現在では、生活保護担当や委託先のスタッフと一緒に毎月、会議を開いて、子どもたちの状況を共有し、運営しています。

学生サポーターの研修やミーティングは委託先のスタッフが担当しています。行事なども委託先のスタッフと学生サポーターにより実施されますが、区の職員も参加し盛り上げることもしています。

6 事業の成果と今後の課題

(1) 高校中退率の大幅な低下

本事業の継続実施により、目に見えて変化したのは、高校進学後の中退率です。

表のとおり中退率は半減しました。学校に通えなかったり、休みがちであった中学生が勉強会に定着する中で、徐々に学習に取り組むようになりました。また進路の選択などにもかかわることで、目的をもって進学できるようになったのです。さらに高校進学後も引き続き中学生勉強会に来て、相談することもできるので、中退者が大きく減っています。(表2参照)

(表2)

年度	高校在籍数	中退者数	中退率
平成23年度	345	30	8.70%
平成29年度	277	11	3.97%

(2) ケースワーカーら職員の子どもとの関りの変化

東淀川区中学生勉強会に取り組んだことでもたらされたケースワーカーの変化については、当区の生活保護担当ケースワーカーに対するアンケート調査から知ることができます。一つは養育者との関係が良くなったことです。子どもの成長を共に進める立場で関わることで、信頼関係を築くことができました。また子どもの登校や学習の状況に関心を持ち、支援をしていく意識が向上しました。不登校気味の中学生に進められる事業があることが、こういう変化につながっているのだといえます。

(3) 学生サポーターの成長

学生サポーターたちも東淀川区中学生勉強会に参加して、大きな変化を見せました。福祉系の学部の中学生ではなかったけれど、就職にあたって生保ケースワーカーを選んだり、児童養護施設を選ぶ学生も出てきました。

また、自分の中学時代を振り返って「自分の周りにも、シンドイ友達がたくさんいた。こういう事業が地元にも必要だ」と出身自治体に働きかけ、中学校の協力も得て新たに勉強会を立ち上げる学生も出てきました。

こういう事業にかかわったことが就職に有利になる、という動機で参加してくる学生は思ったよりも少なく、子どもたちとの関わりが楽しく、また多くの気づきがあるため参加している学生サポーターがほとんどのようです。

(4) 今後の課題

ケースワーカーのアンケート結果にも示されているように、すべてのケースワーカーや区の職員が「中学生勉強会」をよく理解し、事業を必要とする子どもたちに漏れなく、案内ができていないわけではありません。人事異動後には毎年、職員向けの説明会を実施していますが、より一層の工夫が必要であるといえます。

また中学生勉強会への参加を呼びかけても、実際に子どもが参加してくれた経験のないケースワーカーも多数います。対象者がいない場合もありますが、養育者である母や中学生本人と信頼関係がつくれていなくて、参加にまでは至らない、ということも多いのです。ケースワーカーの全体の力量の底上げはもちろん、それを可能にするための事務量の軽減なども必要です。

「東淀川区中学生勉強会」について、よく指摘されるのは「もっと早い時期から支援が必要なのではないか」ということです。小学生向けの居場所や学習支援です。これについては、地域でさまざまな取り組みが進んでいますが、一層の充実が必要でしょう。

また高校生に対しても中退を防止するような独立したプログラムはありませんので必要だと思います。さらに中学生勉強会での週に二回の限られた時間では支えきれない子どもたちもいます。毎日通ってこれるような常設の居場所も必要かもしれません。

これらの課題は中学生勉強会の拡充では対応できることではなく、今後の検討が必要なテーマとして残されています。

3 学習支援事業の政策動向と東淀川区学習支援事業の特色と課題 ～子どもたちを真ん中にし、大学生サポーター、委託団体、 福祉事務所がリスペクト（尊重）で囲む三角形～

花園大学社会福祉学部 吉永 純

- 学習支援の場は「(子どもたちが) SOSをあげていい場所」であり「SOSをあげられる力」をつけることを重視してきた（委託団体のスタッフ）。
- 勉強会で座ることから始める中学生もいた。そういう子であっても、できたことをほめ、一緒に喜んでいる人がいると、「できるんだ」「がんばろう」「もしかしたら高校も」といった思いを抱くようになり、それが現実味を帯びてくる（大学生サポーター）。
- 学習支援事業のおかげで、子どもについて把握しようとするアンテナと子どもに提供できる支援ツールが増えた（福祉事務所のケースワーカー）。
- この事業は、子どもたちを真ん中に、大学生サポーター、委託団体、福祉事務所がリスペクト（尊重）の三角形で囲む事業である（委託団体のスタッフ）。

これらの言葉は、東淀川区の学習支援事業に関わる支援者が事業について語ったものです（詳しくは本報告書のインタビューの章を参照）。これらの言葉は学習支援事業の本質を突いているように思います。すなわち、学習支援の場が、子どもたちにとって、自分が助けを求めるに値する存在であることを自覚し、そのことが承認される場であることです。また、学習支援の場は、子どもたちが勉強の「わからないことをわからない」と言えて、「わからないことが解決される場」であることです。その小さな一歩（スモールステップ）がきちんと評価され、学習面の遅れなどが解決される場なのです。換言すれば、学習支援の場は、子どもたちが自らの価値を確認する「居場所」であると同時に、そのことを土台として、一人一人の子どもたちの学びを保障する場です。

こうした効果がある本事業は、福祉事務所のケースワーカーの仕事にも好影響を与えています。そして、これらは、子どもを中心とした三者の連携が支えていることがわかります。

現代社会において、子どもたちは過度に競争主義的な環境の下で、いじめなどのリスクにもさらされ、結果として不登校等につながり学校から排除されてしまう子どもたちが少なからず存在しています。そして、生活困窮状態にある子どもたちは、自らの責任ではない経済的ハンディキャップのために学習の条件が整わないことや、家庭における諸課題のために、学校に登校できていても低学力に陥るリスクを抱えています。また、こうした子どもたちはクラブ活動や交友関係など様々な学校生活への参加から疎外され孤立しがちなために、いわゆる自己肯定感や自己有用感が充足されず、生活意欲や学習意欲が阻害され

がちとなっています。これらの諸要因が重なり、進路選択が制限され、社会に出ても生活困窮状態から脱却できず、貧困の連鎖につながってしまうリスクを抱えています。

学習支援事業は、こうした貧困の連鎖を断つことを目標として、2015年度から生活困窮者自立支援制度における任意事業の一つとして始まりました。本稿では、まず同事業の全国的な到達点とそれを踏まえた2018年の法改正を概観します。その上で、大阪市東淀川区における同事業の特色を本報告書の各報告を参照する形で明らかにします。

1 学習支援事業の到達点と課題について（政策動向）

まず、学習支援事業の全国的な到達点と課題を、主として以下の社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（2017年12月15日、「報告書」と略）、及び生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の平成29年度事業実績調査集計結果（厚生労働省、「2017年度」と略）、平成30年度 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査 集計結果（同、「2018年度」と略）等に基づき確認します。

(1) 学習支援事業の到達点

① 子どもの貧困率、高校進学率、同中退率

16.3%（2012年）から13.9%（2015年）へ、ひとり親の貧困率は、54.6%（同）から50.8%（同）と低下（国民生活基礎調査）。2017年で、高等学校等進学率は、全世帯99.0%、ひとり親家庭96.3%、生活保護世帯93.6%、高等学校等中退率は、全世帯1.3%、生活保護世帯4.1%¹。

② 子どもの学習支援事業の実績

ア 事業の実施自治体数は536自治体・59%（2018年度）。

学習支援事業を実施していない理由は、実施のための人員や団体の確保59.6%、実施のための財源の確保33.5%、対象となる子ども自体が少ない31.9%、学習ボランティアの確保・増員31.9%、利用者のプライバシー保護30.7%（社会保障審議会第4回生活困窮者自立支援及び生活保護部会資料。2017年7月11日）。

イ 事業参加者数は31,853人となっており、生活保護世帯は約4割。生活保護以外の世帯について、支援対象としている属性は「就学援助受給世帯（57.1%）」が最も多い。主要な連携先は「教育委員会」「小学校・中学校」「行政機関（他部局・他部署・他機関）」の順位に多い（2017年度）。

【実績数値】

・支援内容（複数回答）は、学習支援100%に対し、居場所の提供58.0%、訪問支援

¹ 内閣府第9回子供の貧困対策に関する有識者会議資料、2018年12月3日

39.9%、高校中退防止支援 38.2%、親への養育支援 44.2%（2018年度）。

- ・実施方法は、直営 22.4%、委託 66.6%、委託+直営 11.0%である。委託先は、NPO法人 39.2%、社会福祉協議会 20.4%、社団法人・財団法人 17.1%、学習塾 16.8%（2018年度）。
- ・事業運営に当たっての主要な連携先は、教育委員会 61.3%、小学校・中学校 59.7%、行政機関 57.1%。
- ・事業参加者・実人数・年間は、生活保護世帯 13,452人（42.2%）、生活保護世帯以外の世帯 18,401人（57.8%）。支援対象としている「生活保護世帯以外の世帯」の属性（複数回答）は、就学援助受給世帯 57.1%、ひとり親家庭 42.7%、児童扶養手当全額受給世帯 42.3%。
- ・子どもに対する独自のアセスメント・プランシートは、あり 37.7%、なし 62.3%。

ウ 学習支援の参加者（実人員）は 31,112人。中学3年生のうち、生活保護世帯は 3,334人（39.2%）、生活保護以外の世帯は 5,173人（60.8%）。中学3年生のうち、高校進学者は 98.4%（進路不明者を除く）。

【実績数値】

- ・参加者は、小学生 9,823人（31.6%）、中学生 18,790人（60.4%）（うち1,2年生 10,283人〔33.1%〕、3年生 8,507人〔27.3%〕）、高校等 2,239人（7.2%）。
- ・学習教室実施回数は、平均 1.9回/週、平均 6.9回/月

エ 親支援の取組について、子どもの事業参加に当たり、親の自立相談支援機関への相談を必須としている自治体は約6割。

【実績数値】

- ・親支援の内容（複数回答）は、養育相談 88.9%、進学資金相談 74.5%、世帯の自立支援 67.6%。

オ 高校生の中退防止の取組状況について、支援実績人数は 3,413人。うち、生活保護世帯は 2,541人（74.5%）、生活保護以外の世帯は 872人（25.5%）。対象者の把握方法は「事業既参加者を継続支援」が約9割を占めており、学校や教育委員会からの情報提供は2割程度。

(2) 改革の方向性（報告書要旨）

① 見直しに向けた基本的な考え方

子どもや若者が成長の過程で社会から孤立せず、公平な条件で人生を歩むことができるよう、「貧困の連鎖を防ぐ」という視点に立って積極的な支援を行う（下線筆者。以下同じ）。

② 子どもの学習支援事業の在り方

- 実施状況は、平成 27 年度は 301 自治体（33%）、平成 28 年度は 417 自治体（46%）、平成 29 年度は 504 自治体（56%）と 着実に増加してきている。実施自治体が増加するよう、引き続きその方策の検討も含め、事業の実施の推進を進めていくべきである。
- 子どもの学習支援事業については、家庭環境や保護者の養育力の課題等が子どもの低学力・低学歴につながり、貧困の連鎖を生んでいるという問題意識から、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、地域における学校以外の場において、高校進学・中退防止の支援を行うことを主眼に置きつつ実施されている。
- 実施状況をみると、学習支援を中心にしながらも、実際に居場所の提供や、イベント等を通じた相互の交流や、コミュニケーションを図る取組、家庭訪問、親を対象にした相談などによる生活環境の向上を図る取組を学習支援とともに一体的に行っている自治体も多い。
- 子どもとの関わりが少ない、子育てに無関心といった親の養育に関する課題のため、居場所の提供や生活習慣・環境及び社会生活の向上、「子どものための世帯支援」としての親への養育支援も求められていることを踏まえれば、こうした学習支援以外の取組も行われることは重要である。
- こうしたことから、子どもの学習支援事業については、学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化すべきである。
- 子どもの学習支援事業は世帯全体の生活困窮に対する支援の入口にもなりうることから、自立相談支援事業との連携をより明確にし、世帯全体の支援が必要な場合には適切に自立相談支援機関につなげるようにすべきである。
- 子ども食堂の取組自体を本事業の対象とすることは困難である。ただし、子どもの学習支援事業における食事の提供や子どもの学力に併せた教材の提供は、学習支援を効果的に進める上で必要な支援であり、こうした支出は事業の中で認めるべきであるとの意見もあった。
- 学習支援のみの問題ではないが、高校生や高校中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10 代の若年層に対する支援が不足している。教育部門（高等学校）との連携はもとより、地域若者サポートステーションなどの就労支援機関との連携も含めた方策を検討すべきである。
- 学習支援を含めた子どもの貧困対策については、特に、福祉部門と教育部門との更なる連携が図られることを確保すべきである。

(3) 法改正、事業の見直しについて²

² 厚生労働省生活困窮者自立支援制度全国担当者会議資料「法改正について」p 7、44-48 2018 年 7 月 26 日

○【改正趣旨】改正法においては、子どもの学習支援事業について、従来の学習支援に加え、

- ・子どもの生活習慣・環境の改善に向けた子どもやその保護者への支援や、高校中退の子どもや、高校へ行っていない子どもなどの「高校生世代」の進路選択に当たっての相談支援等の拡充を行い、「子どもの学習・生活支援事業」として強化した。

○【改正法】（平成 31 年 4 月 1 日施行）

第三条（略） 2～6 （略）

- 7 この法律において「子どもの学習・生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。
- 一生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業
 - 二生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）
 - 三生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

(4) 政策動向の評価

① 貧困率等について

確かに相対的貧困率は低下し、子どもの貧困率も 13.9%に下がったとはいえ、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。加えて、ひとり親では依然として半数以上が貧困状態に置かれています。子どもの貧困は依然として深刻な状態と言わなければなりません。高校進学率は、様々な施策により改善傾向が見られますが、これも有意な格差が見て取れる状況です。

② 学習支援事業の実施自治体数について

実施自治体がほぼ6割に達しており、任意事業の中では実施率は一番高くなっています。自治体が本事業をしない理由に、財源確保が上がっていることから考えると、貧困の連鎖を防止し、子どもたちの未来の可能性を保障する重要な課題を対象とする事業であってみれば、国庫負担率をせめて3分の2まで増加することが望まれます。他方、自治体からみれば、2分の1の財政負担があるとはいえ、実態としてはボランティアが担っていることからすれば絶対額としての負担は少ないといえ積極的な事業の拡大が可能と思われます。

その際、本事業を実施しない理由の第一が、担い手の確保であることを勘案すれば、そのことを意識した事業の運営と拡大が求められています。

③ 学習支援対象者について

ア 事業の捕捉率について

学習支援利用者が増加していることは評価されてよいと思われませんが、必要な対象者のうちどの程度の子どもたちが学習支援事業に参加しているかは実績数だけでは明らかにはなりません。生活保護世帯の利用数は 13,452 人です。これに対して、生活保護を利用している子どもの就学者数は、小学生 88,766 人、中学生 57,045 人、高校生 43,668 人に上ります³。生活保護世帯以外も含めた事業参加者の割合では、中学生は 60.3%です（18,790 人／30,852 人。「2017 年度」16 頁）。生活保護世帯中の小、中、高校生別の学習支援利用世帯割合がわかりませんが、生活保護世帯でも生活保護以外の世帯も含めた全体と同じ割合で事業を利用しているとすると、捕捉率は、14.1%となります（13,452 人×0.60／57,045 人）。また、利用者のすべてが中学生だとすると、捕捉率は最大で 23.6%となります（13,452 人／57,045 人）。したがって、捕捉率は、14.1%から 23.6%の範囲内と思われれます。もちろん、生活保護利用中の中学生すべてが学習支援事業の対象者ではありません。単に無料の学習塾のクーポン券を給付すれば学習の機会が保障される子どももいるでしょう。ただ、14.1%～23.6%が果たして十分な捕捉率なのかを評価することができない点が問題と思います。行政の事業として実施する以上は対象者に対して事業がどの程度行き届いているかを効果測定することは必須です。少なくとも、実施自治体において、対象者の設定とその数を把握し、そのうちどれほどの子どもたちが学習支援事業につながっているかを意識した取り組みが求められます。

イ 対象者の拡大

対象者については、事業開始当初は生活保護世帯が中心であったものが、生活保護世帯以外への対象者の拡大が進んでいます。また、対象年齢・学年も、小学校、高校へと広がっています。学習支援を必要とする子どもは生活保護世帯だけにとどまりません。生活保護の捕捉率が 2 割程度であることを考えると、生活困窮状態にある子どもが生活保護世帯を超えて相当数に上ることは明らかですから、対象者の拡大は必然ともいえる方向性ですし、また歓迎すべきことです。

④ 学習支援の対象の拡大（親への支援）

法改正によって、本事業の対象は単に子どもへの支援だけではなく、その世帯への支援に拡大されました。子どもの学習や生活上の様々な困難が、親や世帯の貧困や諸困難に起因することから、親や世帯への支援が不可欠であることは明らかです。この意味で、法改正は当然のことといえます。

³ 平成 26 年度被保護者調査（年次調査（平成 26 年 7 月末日現在））特別集計。社会保障審議会第 25 回生活保護基準部会資料、2016 年 10 月 7 日

しかし、学習支援の直接の対象者である子どもの支援に加え、親への支援を行うことはそう簡単ではないこともまた事実です。後述するように、問題は家族が子どもを学習支援につなぐ必要性がないと考えている場合も多々あります。まずは学習支援を定着させ、子どもの変化を糸口に世帯の支援が展開する場合もあるのです。

したがって、世帯の支援に果たす学習支援の有効性の分析等を踏まえて世帯支援につなげることの検討が必要と思われます。その際、家庭訪問等が可能であり、支援ツールもある、現時点でも4割を占める生活保護世帯への支援の教訓等を整理すれば、非生活保護世帯への支援の在り方も確認できるのではないかと思います。

⑤ 学習支援の機能

学習支援事業には、学習自体への支援と居場所支援の2つの機能があるとされています。

しかし、居場所支援は学習自体へ支援の6割にとどまっています。もちろん、居場所は、1体1の学習支援の中でも生まれるものであるから、事業の中でのイベントの比重で測られるものではありません。しかし、安心してくつろげる所、自分をさらけ出せる所、わからないことをわからないと素直に言える所、信頼できるロールモデルとしての大学生がいつも支援してくれる所が居場所として存在して初めて、自己肯定感や自己有用感、また学習へのモチベーションが形成できると考えられます。この意味で居場所機能を土台に据えることが重要と思われます。後述する東淀川区での実践はこのことを実証しています。

⑥ 地域における学習支援

部会の報告書は、生活困窮者自立支援事業が地域づくりを目指すことが強調されています。学習支援活動自体が、学校でもない、家庭でもない、地域における学びの場、居場所です。子どもたちの生活の場は地域です。そして、子どもたちの身近な生活する場において、安心して過ごせる学びの場や居場所が必要ですし、子どもたちが様々な困難に遭遇した時安心して相談でき支援をしてくれる人と場が地域に存在することが重要です。

2 大阪市東淀川区学習支援活動の特色と課題

(1) 特色

- ① より困難な状況に置かれている中学生等を対象とし、居場所を土台とした学習支援事業を行い、高校中退率等の激減などにつながっていること

ア 対象者

東淀川区中学生勉強会実施要綱第4条(対象者)では、本事業は、生活保護世帯、

自立相談支援機関利用者、児童扶養手当受給世帯、就学援助利用世帯であって、①学習困難、②生活力が身に付いていない、③相談相手がいない、④不登校（気味）、⑤何らかのメンタルヘルス上の問題のうち複数の課題がある子どもを対象としています。現時点の運用としては、ひとり親や、親が病気、障害、低賃金等の課題がある世帯が大半です。つまり、現代社会において、より困難な状況に置かれている世帯にいる子どもたちを対象としています。換言すれば、困難な状況にある子どもたちの課題を軽減、解決することによって、社会全体の子どもたちの状況を底上げすることを当面の目的としているといえます（子どもたちへの状態については子どもたちへのアンケート調査参照）。

イ 運営等

本事業はより困難な状況にある子どもたちを対象にしていることから、一般的にオープンな募集をしていません（クローズド）。本事業の募集は、生活保護ケースワーカーや役所の子育て担当部門、生活困窮者自立支援担当部門からの個別の利用勧奨で行っています。単に勉強だけに課題がある子どもたちは、大阪市が行っている塾代助成制度の活用によって課題は解決できると考えられます。つまり、両制度の目的に従った、住み分けとしています（「軌跡と特徴」）。

ウ 効果

学習面に限ってですが、本事業の実施前（平成 23 年度）と、実施後（平成 29 年度）を比べると、高校進学率は、95.8%（全国 98.2%）から 97.9%へと増加し、他方で高校中退率は、8.70%（同 1.5%）から、3.97%へと半分以下に激減しています。現代社会において高校卒業資格は誰でも持っている必須の資格といえますから、この結果は貴重です（「軌跡と特徴」）。

② 生活保護部門等行政との緊密な連携の下に実施されており、生活保護ケースワーカーの支援について好影響を与えていること

本事業はもともと福祉事務所を所管部門とする直営で行われてきました。当時は、生活保護ケースワーカーが運営等を直接になっていたのですが、事業を拡大するために、2016 年度（平成 28 年度）からは委託としました。このような経過のため、本事業は生活保護ケースワーカーの関与が強く、子どもたちの状況把握や、子どもたちの将来を念頭に置いた支援が可能となり、親への支援も多面的となり効果が上がっています（「軌跡と特徴」、府立大学調査、ヒアリング調査）。

③ 引きこもり等の支援に実績がある地域の支援団体に委託して行われていること

本事業の特色の一つは、引きこもり支援等実績のある地域の N P O に委託されて

いることです。

困難世帯の子どもたちの中には、学校生活になじめないため、あるいは親が病気のため家事や弟妹の世話をせざるを得ないため、家に居ざるを得ない子どもたちが見受けられます。また、引きこもりにまでならなくても、学校では、いわば「お客さん」状態の子どもたちもいます。こうした子どもたちにどうやって接していくかはそれなりの熟練したスキルが必要となります。また、こうした子どもたちの居場所としてどのような環境が適切かも一定の経験と蓄積が求められます。東淀川区の実践は、そのような支援の土台の上に学習支援が効果を発揮していると考えられます。

また、委託団体の地域性も特色となっています。子どもたちの日常生活圏に安心できる居場所と学びの場があることは、子どもたちが困難に遭遇すればいつでも相談にいける場があるということです。このことが、地域における子どもたちの育ちを保障し、地域の土台作りに貢献することになります（プラッツ報告）。

④ 学生ボランティアの研修、育成等に注力していること

本事業では、学生ボランティアが、子どもと基本的には1対1の関係で、学習支援を行います。全国的にもそうですが、この方式が、その子どもの到達度や課題に応じた学習支援と生活の支援を可能にしており、支援関係の「肝」といえます。

この点でも、委託団体が中心となって、ボランティアの募集、研修、育成がプログラム化されています。課題を抱える子どもたちへの接し方、信頼関係の構築の方法、勉強の教え方、何らかのシグナルをキャッチした場合の対処方法等が蓄積されているため、大学生は安心して子どもたちの学習支援を行うことができます（プラッツ報告）。

また、学習支援は、学生にとっても居場所となっています。教員や子どもの福祉を目指す学生にとっては、将来の仕事にも役立つ事業です。この意味では、本事業は学生にとっても有益な事業といえます。

なお、学生に対しては、交通費にとどまらず、手当（1回およそ2,000円）が支給されます。アルバイト等が必要な学生が増えている今日、生活費の貴重な補填となっています。

⑤ 子どもを真ん中にしたリスペクトの三角形

このように、本事業は、困難な状況にある子どもたちの居場所と学びを保障するために、子どもを真ん中に、大学生サポーター、委託団体、福祉事務所がリスペクト（尊重）の三角形で囲む事業となっています。支援者であるこの三者が、緊密に連絡調整を図りながら、事業を進めていること、三者が上下関係ではなく、それぞれがリスペクト（尊重）の関係にあり、それぞれが意見交換しながら進めていることです（ヒアリング調査）。

(2) 課題

以上のように、本事業は困難な状況にある子どもたちとその世帯への支援にとって欠かせない重要な事業となっていますが、以下の課題があると考えます（ヒアリング調査等参照）。

① 事業の捕捉率の向上と効果指標の開発、本事業は「未来への投資」

全国的な本事業の課題でも挙げましたが、事業対象の子どもたちがどれほど存在しているのか、その子どもたちのどれほどに本事業が行き届いているのかの事業の捕捉率を調査把握することが必要です。

また、学習面での効果は目覚ましいものがありますが、その土台である居場所機能についての効果指標を開発する必要があります。そうでなければ、単に「無料塾」になってしまうことにつながります。

そして、本事業が、今の子どもの困難を軽減し、将来の選択肢を保障する事業であり、そのことは、未来への「投資」にもなるということを強調したいと思います。子どもたちが進路を保障され、より安定した仕事に就くことができれば、結果として、貧困状態から抜け出し、生活保護費も縮減され、納税額も増加します。このような長期的な視点に立った施策展開が求められます⁴。

② 対象者の拡大

現状では、より困難な状況にある子どもたちを対象にしていることから、生活保護世帯が中心となっています。しかし、子どもたちの困難な状況は生活保護世帯にとどまらず、要綱に規定されている、自立相談支援機関利用者、児童扶養手当受給世帯、就学援助利用世帯にも存在します。これらの世帯への意識的な拡大も検討されるべきです。

③ 学校等他機関との連携

本事業の対象児童は、現在のところ、学校の授業についていけない、学校に行き辛い理由のある子どもたちが多くを占めています。こうした子どもたちの勉強や進路を考える上では、もっと学校との連携が必要です。国は、当初の目標では、2018年度末までに、全国の中学校に、1万人のスクールソーシャルワーカーを配置する計画でした。目標の達成自体はまだですが、この数年で飛躍的に配置が進んだことは事実

⁴ 生涯賃金（60歳まで正規職員、退職金含まず）は、男性は中学卒1億9千万円、高校卒2億1千万円、高専・短大卒2億1千万円、大学・大学院卒2億7千万円、女性は中学卒1億3千万円、高校卒1億5千万円、高専・短大卒1億7千万円、大学・大学院卒2億2千万円となり、学歴による格差が歴然としている。生涯賃金増の分だけ当然税金がかかるわけだから納税額も増加する。労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計2017」、289頁

です⁵。こうした学校の中での体制強化とタイアップした連携が必要です。例えば、中学3年の夏ころなど、進路が決まる時期に、学校、福祉事務所、支援団体間で、日常生活の状況、志望校、成績、進学費用の準備などについて毎年意見交換会を持つだけでも効果があると思われます。

④ 支援者、委託団体について

ア 生活保護ケースワーカーの勤務条件の改善

支援者については、まず、生活保護ケースワーカーの勤務条件の改善が急務です。東淀川区の生活保護ケースワーカーの担当世帯数は131世帯に達しています。標準担当世帯数である80世帯から見ると、1.64倍です（府立大学調査。全国的には、生活保護ケースワーカーをめぐる状況は、配置状況では89.5%にとどまっていますが（保護世帯80に対してケースワーカー1人で算定）⁶、東淀川区と比べるとまだまだかなりましになってしまいます）。事務処理だけでもこなすのが大変な配置状況です。学習状況や進路に関して十分に子どもと面談できない理由に、「担当ケース数が多い」、「事務量が多い」が同じく29.7%に上っています。生活保護ケースワーカーの勤務条件の改善は急務です。

イ 委託期間の延長

委託団体の委託期間は現在単年度（1年契約）です。これでは、中学生と信頼関係ができ、勉強もやっと習慣化できたくらいで契約期間が終了してしまいます。また、次年度の契約が決まるのが年度末となるため、スタッフの募集等もそれから短期間で行わねばなりません。こうした委託条件の短さは子どもたちの支援が不十分となることにつながります。中学や高校が3年単位であることを勘案すれば、せめて3年の事業期間とし、安定した事業運営が行われるようにすべきです。

以 上

⁵ 平成30年度予算では7,547人まで配置する（「法・大綱成立後の子供の貧困対策の実施状況等」子供の貧困対策推進室、内閣府第9回子供の貧困対策に関する有識者会議資料。2018年12月3日）。

⁶ 厚生労働省「平成28年福祉事務所人員体制調査について」

4 ある日の勉強会の様子

大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類

八上 真也

駅から徒歩数分程度のところにある勉強会会場。日が暮れそうな18時過ぎ、1階、2階の電気はすでに消えており少しの明かりだけが点灯している。その3階会議室で、中学生勉強会は開かれている。1階の裏口から入ると、すでに生徒たちの声が聞こえる。音楽や生徒の音が1階まで響き渡っている。この声を聞くと、少し安心する。今日は、担当の生徒が来るかなと考えながらエレベーターを待っていると、階段から直営時代に勉強会に参加していた区の職員さんと出会う。今も時おり、勉強会に顔を出されている。生徒の様子について少し話をして「いつもありがとうね」と声をかけてもらった。

3階に着くとヤンキーとまでは言わないが、お調子者の中学生たちがすでに4～5名と大学生がロビーで遊んでいる（彼らの声が1階まで響いている）。17時過ぎくらいから来ているらしい。学生サポーターの控室に行くと、すでに10名近くの大学生が来ていた。みんなこちらを向いて「こんばんは」と言ってくれ、部屋では大学のことや生徒のことなど色々な話が飛び交っている。

18時20分になると、大学生は全員で15名くらいになる。控室から隣の会議室へ移動する。広さは学校の教室ほどで、半分で仕切りがされており、右半分は中学生専用で、机と椅子が10セットほど用意されている。左半分は高校生の勉強スペースとお菓子とジュースのブースが設置されている。会議室外のロビーにも机と椅子があり、音楽を聞きたい生徒や遊んでしまう生徒は、他の生徒に迷惑をかけないように、そちらで大学生と話したり、少し勉強をしたりしている。会議室の扉は常に開放されていて、ロビーと会議室は目の前である。

18時30分になると生徒たちが続々とやってくる。制服のままの子や部活の服を着たままの子、それぞれが部屋に入ってきて「こんばんは」との声が飛び交う。入口で自分専用の出席簿にシールを貼って、いつも教えてもらっている学生が座っているところへ行く。席につくとまず、今日の目標を書いて勉強がスタート。ただその前に、中学生から「ちょっと聞いてえや～」と大学生に話を始めるグループもある。

僕がずっとこの勉強会で教えている生徒とはかれこれ3年半の付き合いで、今はもう高校1年生。事前にこの日は来るよ、と伝えていれば必ず勉強会にやってくる。今日も18時

40分ごろにふらっとあらわれた。部屋に入ってきた瞬間の顔を見れば、機嫌がいいか悪いかはすぐに分かる。今日は、少しニヤニヤしているからいいことがあったのだろう。椅子に座ると途端に「聞いてください、今日学校でね・・・」となぜかいつも僕の太ももを触りながら話はじめる。元気そうに休まず学校に行っていることを聞くだけで嬉しい。学校も部活も楽しそうにしているなによりだった。10分ほど話したら「こんなことしている場合じゃなかった、来週テストなんです・・・」と数学のプリントを出し始めて、今日はこれとこれ教えてもらおうと宣言して問題を解き始めた。今日は方程式の問題のようだ。そばについて問題を解いているところをみながら、間違っているところには言わず、1問1問あっているかを確認し合う。それを繰り返しながら、途中でまた学校の話をしたり、家の話したり、でも本人は嬉しそうだから、話はとめずにしっかり聞いていた。

19時ごろになると、NPOの職員さんたちがおにぎりを作りはじめて、教室内はいい香りが漂いはじめる。19時10分になると「休憩時間ですー」を合図に中学生、高校生がお菓子やジュース、おにぎりを取りにくる。自分のテーブルで食べる子もいれば、お菓子の置いているブースの前で大学生や他の中学生と話ながら立って食べている生徒もいる。いつも教えている生徒と僕は、椅子に座ってお菓子を食べていた。その時にふと「八上って来年勉強会くる？」と聞いてきた。そういえば今年で終わりだと伝えていなかったな・・・と思いながら、「3月で大学卒業やから4月からはもうこれなくなるわ」と言うと、この世の終わりみたいな顔をして「まじかあ、じゃもう来る意味ないな」と落ち込みながら、真剣な顔をして「卒業せんかったらええやん」と言った。「せやな」とだけ答えて、「俺がおらんくても話せる人いるから大丈夫やって、まあたまには覗きにくるから」と伝えて、少しは明るくなってくれた。僕をここまで必要としてくれていたことに嬉しく、3月まで1回でも多く、勉強会で会うことができたならなと心から思った。

他にも高校生の子が、ホワイトボードに電車の路線図を書き始めて、今日は、おおさか東線の説明を中学生や大学生にしていた。淡路にJRの新駅ができ新大阪まですぐに行けるようになると説明してくれた。ロビーにいる生徒たちも、会議室にお菓子やジュースを取りにくる。

19時30分になった。後半の勉強がスタートする。まだお菓子のブースで話している中学生もいるが、グループごとに机へ戻って勉強が再開する。休憩後、僕と高校生もすぐに勉強には入らず、少しそのまま話を続けて生徒が勉強するというまで待っていた。5分ほどして、自然と続きの問題を解き始めた。(昔を思い出すと、2、3年前の中学1、2年の頃は全く勉強せずに話しているだけの日もあった。どちらが絵をうまくかけるか勝負をしたり、かくれんぼをしたり、何を話しかけても全く誰とも話さない時もあった・・・)今では自然と自主的に勉強して、高校へ行って、特に勉強をするようになった。3年半一緒にいたからこそ、成長していく姿はとても嬉しく感じる。それでもまだ、子どもっぽいとこ

ろもあって、僕がトイレに行けばついてきたり、太ももを触って話したり。まだまだもっと成長するんだろうなと思うと、すごく楽しみである。

20時終了5分前になると、「そろそろ振り返りシートを書いて、帰る準備をしましょう」と号令がかかる。各グループで、今日の振り返りを書いて、帰り支度をできたグループから帰ることになる。大学生も自転車置き場まで見送りをする。ここでもまだ話したい子たちは自転車置き場で、大学生を引き留めて話し続けている。「さよならまた来週ね」と言って徐々に、生徒たちが帰りはじめる。僕の担当している生徒は、必ず自転車置き場で、「八上、次いつ来る？」と聞いてくる。再来週来るよと伝えると「じゃあまた再来週くるわ」と言って帰っていた。

子どもたちの見送りが終わると、大学生は3階に集まって机と椅子を片付ける。8時10分頃から、ロの字型に椅子と机を並べて、各々自由に席について、今日の生徒の様子を記録シートに書き始める。全員が書けたところで、NPOの職員から今日の特に共有すべき出来事について説明があった。大学生からも生徒の様子や会話から知り得た家庭の状況などについて共有が行われる。「○と△が最近ケンカしているようです」や「ネット上でトラブルになっているらしい」「親とケンカしていると聞いた」など内容は多岐に渡る。

勉強会で片付けられない問題については、NPOの職員からケースワーカーへ連絡が行き、役所内で対応することになる。最後は、今後のスケジュールなど事務報告があり、20時40分ごろに終了となった。それぞれ大学生は、出勤簿と記録シートを提出して解散となった。

※ 上記の文章は、卒業論文「学習支援事業の実践・効果・課題 - 東淀川区と門真市の取り組みを中心に」の一部である。